

平成 25 年度第 2 回理事会議事録（要旨）

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 開催の日時及び場所 | 平成 25 年 9 月 26 日（木）
午後 3 時 28 分～午後 4 時 35 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2 |
| 2 理事の現在数 | 7 名 |
| 3 定足数 | 4 名 |
| 4 出席理事数 | 6 名 |
| 5 審議事項 | |

議案第 6 号 専決処分の承認について（平成 25 年度収支補正予算（第 1 号））

議案第 7 号 平成 25 年度収支補正予算（第 2 号）（案）

6 議事の経過及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の専任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 6 号 専決処分の承認について（平成 25 年度収支補正予算（第 1 号））

事務局より次のように説明があった。

「本専決処分については、前期繰越収支差額に介護職員処遇改善加算金が含まれており、その清算を行うに当たり、早急に収支予算額を補正する必要が生じ、理事会を開催するいとまがなかったことから、理事長の専決処分規程第 2 条の規定により専決処分したため、そのご承認をいただくための提案である。

前期繰越金に含まれている介護職員処遇改善加算金を清算するため、支出を臨時雇職員人件費として合計 90 万 7,000 円を増額した。

これとあわせて、平成 24 年度決算で確定した前期繰越金収支差額 5,856 万円を平成 25 年度予算に計上する。この結果、補正後の予算額は 6 億 6,602 万円となる。なお、介護職員処遇改善加算金の清算のため支出する臨時雇職員人件費 90 万 7,000 円は、この繰越金を財源としているため、次期繰越金収支差額は 5,765 万 3,000 円となる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 7 号 平成 25 年度収支補正予算（第 2 号）（案）

事務局より次のように説明があった。

「本補正予算案は、認定法第 5 条の規定により、公益法人は原則剰余金を繰越金として留保することができないことされているため、さきの補正第 1 号で計上した前期繰越収支差額 5,856 万円のうち、公社が公益法人に移行した後の平成 24 年度単年度で生じた繰越金 460 万円について、補正第 1 号で計上した介護職員処遇改善加算金の清算にかか

る臨時雇職員人件費 90 万 7,000 円を除く 369 万 3,000 円を、平成 25 年度の公益目的事業として、事業活動支出に 267 万 3,000 円、投資活動支出に 102 万円を充当するため補正をお願いするものである。

充当先の主なものとしては、訪問介護事業費で事務作業の効率化を図るためのパソコンの入れ替えや、デイサービスぷちぼあん事業費で事務所修繕などの公益目的事業に充てる。このことにより生じた当期収支差額 369 万 3,000 円のマイナスについては、第 1 号補正で計上した前期繰越収支差額を充当する。したがって、次期繰越収支差額は 5,396 万円となる。

なお、予算額については、欄外のとおり、収支補正予算額（第 2 号）は 0 円で、収支補正予算額（補正後）の額は 6 億 6,602 万円と変更はない。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決した。

(4) 報告事項

ア 報告第 1 号 経営状況の報告について

事務局より次のように説明があった。

『1. 事業の進捗状況について』

『総括』

「今期の報告は、経理状況並びに監査結果については、平成 25 年 4 月から 7 月までの状況を、そのほかについては 8 月までの状況となる。

初めに、事業の進捗状況について、平成 25 年度、公社は公益財団法人に移行して 2 年目を迎えた。今年度の事業計画では、事業運営の課題として「公益法人としての事業展開」「中期的な視点に立った計画的な事業の取組」「介護職員の確保」「施設改修」の 4 点を挙げ、事業を展開している。

これまでの事業展開として、まず 1 点目の「公益法人としての事業展開」については、近隣のマンション国領自治会に、生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」のノウハウを提供するなど、地域福祉の普及啓発に努めるとともに、人材育成の視点から体系的な実習指導ができるよう公社職員に社会福祉士実習指導者の資格研修の受講を実施した。

次に、2 点目の「中期的な視点に立った計画的な事業の取組」については、平成 24 年度末に作成した中期計画について、事業展開の指針となるよう、計画最終年度である平成 29 年度の達成目標を示すとともに、今年度の取組について明らかにした中期計画取組シートを作成している。

次に、第 3 点目の「介護職員の確保」については、現時点で公社は人員を充足しているが、福祉事業全般における慢性的な人材不足等に対応するためにも、「介護職員初任者研修」を開催するなど、積極的に地域の人材確保に努めている。

次に、第 4 点目の「施設改修」については、必要な設備の補修等は随時しているが、国領のデイサービス入浴設備等の改修については、係内に検討委員会を設置して、他の民間事業所の状況を実地調査するなど、具体的な検討を進めている。」

『公社中期計画』

「公社中期計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度までの 5 年間に公社が取り組んでいく事業、拡充していく事業、計 40 の事業について、その目標や方向性を示し

ている。しかし、中期計画だけでは、最終年度までどのように目指していくのか、また、そのためには今年度何をするのか、来年度はどのようなことに取り組むのかが明らかになっていないため、現在、中期計画の取組状況を明らかにする「中期計画取組シート」の策定作業を行っている。

取組シートは、内容について今も調整中であることから、イメージとして捉えてほしい。今後は、計画実施のための予算の確保等のこともあるため、調布市とも協議し、調整した上で、公社のホームページなどでシートを公開していくよう考えている。」

『食事サービス事業の改善に向けた取組について』

公社は、平成 24 年 4 月、公益財団法人に移行し、より一層「公益」を推進することが求められている。その中でも食事サービス事業は、住民参加の実践、地域のニーズを把握するフィールドであり、また、フォーマルサービスと連携しながら、高齢者等の生活を支援するための柱となっている。公益の推進という観点からも、事業の改善に取り組んでいく。中期計画は、事業改善の取組の指標ともなり、「平成 29 年度達成目標」に向けて、これと連動しながら取組を進めていく。

また、平成 25 年度事業計画では、重点事業において、「支援が必要な人が、いざというとき助けてもらえる、見守ってもらえる、相談できる食事サービス」という新しいミッションを掲げている。ア、地域包括ケアシステムの生活支援を通して期待される、配食の役割と見守りの強化、イ、多世代への食育活動や家族介護者支援としての食事提供の取組の拡大、ウ、専門職とボランティアとの協働体制の推進について、協力会員との協働にて取り組むこととしている。

以上、「公益の推進」「中期計画」「平成 25 年度事業計画」、それぞれの指針を踏まえ、食事サービス事業の改善への取組を行っていく。

次に、「取り組み状況（ロードマップ）」について 5 点説明する。

1 点目、「①食事サービスに於けるコスト」については、食事サービス検討委員会「答申書」にもあるとおり、喫緊の取り組む課題であり、ロードマップでは、5 カ年で 10% のコスト削減と、配食数の増加による経営の効率化を図るため、設備上限の年 5 万食を提供することを目標として掲げた。

平成 25 年度における目標達成のための具体的な取組として、食事サービスパンフレットの刷新及び産前産後・子育て中の方などを対象としたパンフレットを作成し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等への広報の取組を強化している。

4 月から 8 月までの食数推移としては、5 月を除く月で前年度実績を上回っており、先ほどのパンフレット作成等の広報の効果も少しずつあらわれているものと考えている。

2 点目、「②利用者負担の軽減」につきましては、利用者の利便性の向上、利用者層の拡大を図ることを目的として、1 食 750 円の利用率について、先ほどご説明したコスト改善の効果を反映し、10 円～50 円値下げし、また、会費の月 1,000 円については、生活保護世帯等を対象に、月 100 円への減免を目標としている。対応については、関係機関と協議の上、規程等の整備の準備を進めていく。

3 点目、「③ボランティア像の拡大と育成機能の強化」については、現在、利用会員への食事サービス・デイサービスの昼食提供において、「刻み食等の特別食」や「服薬、アレルギーなどによる禁食」への対応が求められており、多様なニーズに応えられるサービ

スとするため、ボランティアの育成や担い手の確保が課題となっている。

このような多様なニーズへ対応するためには、専門職である栄養士の役割を強化する必要があると考えており、平成 26 年度以降の人員体制の強化に向けて、調布市と協議を進めていきます。一方、担い手の確保、ボランティア像の拡大では、産前産後・子育て中の方々を対象としたパンフレットを作成し、広報を強化するとともに、12月1日には親子で参加できる料理教室を開催するなど、「住民参加・丁寧な食事作り」という食事サービスのノウハウを生かした新たなボランティア層の開拓につなげていきたいと考えている。料理教室に関しましては、今年の12月を予定している。

「④公社専門職の役割」「⑤市内・地域の中での連携強化」についても取り組んでいく。以上、①から⑤の検討課題につきましては、事務局主導で取り組んでいく。また、平成 25 年度は、計画の開始年度となるが、協力会員と協働し、また連携を図りながら、スピード感を持って取り組んでいく。

なお、調理部門、配達部門の協力会員が主導で取り組む検討課題については、現在、調理と配達のおなまランナー運営委員会では対応を協議している。それを踏まえて、検討課題については、プロジェクトチームを設置し、検討することとなっており、来る10月16日、配達・調理合同で「会則、しおりの見直し」についての協議を行う予定となっている。」

『緊急対応の状況について』

「今年は例年に比べて暑くなるのが早かったため、暑さが厳しくなった7月中旬ごろより、関係機関にも声をかけ、高齢者の体調について注意していくよう努めた。傾向としては、外出が辛うじてでき、ある程度判断能力のある高齢者に、熱中症による体調不良が生じるケースが多かった。また、本人からの訴えのほかに、ヘルパーなど関係者が、本人の部屋が余りにも暑いことから、高齢者の体調不良を発見し、重篤にならずに済んだという報告を受けるケースも多かった。

訪問時に注意喚起を行うほか、特に気になる高齢者の方については、適宜声かけを行った。高齢者には、自宅にエアコンのない方や、エアコンをつけると体が痛くなるのでつけないと消してしまう方など、適切な室温を保つことが難しい方が多い。今後も引き続き高齢者の声かけを行っていく。

地域包括支援センターの実績としては、4月から8月の相談実績は、延べ数として3,045件あり、月に600件ぐらいだが、7月、8月の相談の中で、明らかに熱中症が原因で救急搬送等、緊急対応したケースについて3件あった。」

理事より、ロードマップの中の協力会員とボランティアの標記の仕方について、協力会員という身分がある以上、ボランティアとは分けて標記すべきと意見が出た。事務局にて訂正することとなった。

理事より、中期計画についてIT活用とあるが、どのようなものを想定しているかと質問があり、事務局からタブレット型端末の導入による記録時間の削減を見込んでいると説明した。

『2. 苦情解決の状況について』

「平成 25 年 4 月から 8 月までの 5 カ月間に対応した苦情については、この間 10 件あった。10 件の苦情の内容と対応については、住民参加係の食事サービスに関するものが 4

件、同じく住民参加系のホームヘルプサービスに関するものが1件、ケアマネジャーの業務に関しての苦情が1件、ふちぼあんに関する苦情が1件、サービス利用料請求事務に関する苦情が2件、公社職員の待遇に関しての苦情が1件だった。

食事サービスについての苦情が4件、うち2件が、御飯に髪の毛が入っていたというものだった。調理関係者に衛生管理について注意喚起を行うとともに、髪の毛が混入してしまった原因の究明と、再発防止に向けた取組を行っている。

その他の苦情につきましても、苦情に至った原因・要因を究明し、対策を考え、再発防止に努めていく。

また、公社の苦情解決実施規程に基づき、第三者委員（弁護士）にも今回の苦情内容と対応について報告を行っている。」

理事より、苦情対応の状況について、職員全体への周知はされているのかという質問があり、事案ごとに判断し、全体周知が必要なものは行っているが、全件について周知しているわけではないため、職員会議等で周知していくこととなる。

『3. 経理の状況並びに監査結果について』

事業活動の部では、2億2,119万6,992円となり、収入率は36.4%になっている。支出が、1億7,912万4,634円となり、執行額は29.7%となっている。

また、投資活動の部において、固定資産取得支出として420万円を執行しており、全体としては概ね前年と同様に推移している。

収入で主なもの3点の理由としては、1点目は、賛助会員会費収入において、今年度は年度初めに会員募集活動を行い、前年同期との比較で4万8,000円、12%増加している。

2点目は、軽度生活援助事業において、軽度生活援助事業並びに軽度生活援助見守り事業で利用時間が減少し、前年同期との比較でマイナス34万1,397円、14%減少している。3点目は、障害者訪問介護事業において、法改正に伴う東京都国民健康保険団体連合会（国保連）への請求システムの変更がスムーズに進まず、2カ月分の請求が滞ったため、前年同期との比較でマイナス227万4,954円、16%減少している。なお、現在は既にシステムを復旧し、請求が遅延した分については、8月には入金されている。

次に、支出で主なものとしては、人件費支出です。近年になく年度当初から職員が充足しており、前年同期の比較で1,473万2,803円、12%増加している。また、今年度は固定資産取得支出で事務効率を高めるため、予算編成システムの開発をしており、420万円を執行している。

続いて、平成25年7月31日現在の貸借対照表について説明する。

初めに、資産の部について、まず、未収金につきましては、前年度末より3,381万3,989円減少している。これは、介護保険制度上、介護報酬は請求月の2カ月後に支払いされるため、2月・3月のサービス提供分は前年度決算時に未収金として計上していたが、今年度に入り、これらの未収金が入金されたことによるものである。

次に、基本財産については、普通預金9,988万7,000円減少し、同額が投資有価証券で増加している。これは、後ほど報告第2号で説明するが、資産運用規程により運用していた債券が満期を迎え、償還により現金化していたが、新たに債券の購入したためである。

続いて、固定資産については、420万円増加している。これは昨年度から進めてきた予

算編成システムの二次開発が完了したためである。

次に、負債の部について、まず、未払い金につきましては、2,592万8,019円減少している。これは非常勤職員の人件費は労働が提供された月の翌月20日に支払いが行われるため、3月の労働提供分については、前年度決算時には未払金として計上していたが、今年度に入り、この未払金を4月に支給したことによる。

続いて、調布市預り金においては、3,653万6,215円減少しているが、これは前年度の補助金等を5月に清算戻入したことによる。

この結果、正味財産合計は4億3,265万2,849円となり、前年度末より4,207万2,358円増加している。

続きまして、監査の結果について報告する。去る平成25年9月12日、調布市市民プラザ「あくろす」にて、両監事から、平成25年4月から7月の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、その他関係する帳票類について監査を受け、会計処理が適正に執行されていることが確認された。」

以上で報告は終了し、了承された。

イ 報告第2号 基本財産の運用状況について

事務局より次のように説明があった。

「本件については、資産運用規程第8条第2項において、資産運用状況について理事会に適宜報告を行うことになっているため、報告する。

公社が保有する基本財産は、定款及び資産運用規程に基づき、適正かつ効率的な運用を行うことが定められており、運用については、安全確実な国債等の債券を購入して運用している。基本財産3億円を各1億円の3件として債券を購入している。このたび、そのうち1億円が平成25年3月25日をもって償還され、普通預金で保管していたが、基本財産の運用による受取利息は公社の安定的な財源の一つであるため、引き続き債券による運用を行うため、資産運用規程に基づき、国債・政府保証債及び地方債等による運用として、新たな債券を購入した。

購入検討に当たっては、日々利率が変動していること及び円安等の影響で債券の売買が活発となっているため、複数の証券会社（大和証券、SMBC日興証券及び野村證券）より情報提供を得ながら、現在運用中である債券の償還日が平成27年10月28日及び平成32年10月28日であること及び公社の中期計画等との事業計画を考慮し、債券購入について交渉を進めた。その結果、平成25年6月27日に、SMBC日興証券より、第95回大阪府公募公債5年、額面1億円を購入した。購入価格は、9,988万7,000円で、額面金額と購入価格の差額は11万3,000円で、アンダーパーでの購入となった。債券の利息は0.365%で、償還期限は平成30年6月27日までの5カ年となっている。この結果、運用中の他の債券と合わせて、年間169万5,000円の運用利益が得られる予定である。

なお、基本財産の取り扱いのうち処分については、理事会及び評議員会の承認事項だが、今回は従前と同じ運用方法によるため、資産運用規程第7条に基づき、理事長承認にて手続を進めさせていただいた。」

以上で報告は終了し、了承された。

(5) その他事項

ア 理事会・評議員会の議事録の公開について

事務局より次のように説明があった。

「調布ゆうあい福祉公社は、平成 24 年度より公益財団法人に移行した。公益財団法人は、その公益性から公益認定法に基づき、財産目録等について情報開示が義務づけられている。調布ゆうあい福祉公社では、既に、定款、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表、役員名簿、中期計画などをホームページ上で公開している。理事会・評議員会の議事録についてはまだ公開をしていないが、今年 6 月に開催されました平成 25 年調布市議会第 2 回定例会において、市の監理団体の経営状況を知る上で、理事会・評議員会の議事録を見ることは重要であり、市は監理団体に対し、団体情報を積極的に公開するよう指導を行うようにということで要望があり、そのことを受け、公社においても議事録を公開することとしたものである。

公開に当たっては、議事録より要点を抜粋し、発言者及び監事に確認の上後にホームページで公開する予定である。

本日は、この「理事会・評議員会議事録の公開について」は、説明にとどめ、改めて第 3 回理事会で承認をいただく予定である。」

イ 公益法人職員としての理念・使命研修について

事務局より次のように説明があった。

「調布ゆうあい福祉公社は、平成 24 年度より公益財団法人に移行し 2 年目に入った。また、公社の前身である調布市在宅福祉事業団の設立から、本年度は 25 周年に当たる節目の年に当たるが、設立からこの間、職員の入れかわりなどもあり、公社の理念や公社の果たすべき社会的役割等について、職員間で共有できていないのではないかとこのことから、この節目の年にいま一度公社が果たすべき使命を職員自身が考えることを目的に、「理念・使命研修」を実施することとした。

研修計画については公社職員全員を対象とし、今年度中に 4 回開催する予定である。第 1 回については、先日の 9 月 12 日に、「ゆうあい福祉公社の歴史を振り返る」をテーマに、公社の設立期、事業拡充期に事務局長を務めたお二人の公社 OB を招き、研修会を開催した。当日は、夜間に開催したにもかかわらず、100 名以上の職員（正職員、嘱託職員、臨時職員含む）の 9 割以上の職員が参加した。今後については、第 2 回目を東洋大学の小林教授を招き、10 月 25 日に、また、3 回目を調布市の福祉健康部長を招いて 11 月に開催予定である。第 4 回目につきましては、まだ開催日は決定していないが、第 1 回から第 3 回までの研修を踏まえた上で、公社のあり方、役割について、全職員で考え、確認していく予定である。」

ウ 「平成 25 年度高齢福祉功績者感謝状及び平成 25 年度調布市市政功労者表彰」について

事務局より次のように説明があった。

「公社、評議員の方 1 名が「平成 25 年度高齢福祉功績者感謝状」の受賞者となった。また、平成 25 年度調布市市政功労者表彰につきましては、社会福祉功労として協会会員 5 名の方が決定した。」

以上で、本日の案件について全て終了した。